

令和 5 年度
大阪市旭区社会福祉協議会 音響機器購入設置
入札仕様書

令和 6 年 2 月 26 日

社会福祉法人 大阪市旭区社会福祉協議会

会議室2F機器仕様書

卓上アンプ 1台	・ワンタッチスロットインタイプの2ユニットを組込み可能で、ユニットにはCDプレーヤー、SDレコーダ、アッテネータユニットが組み込める事。 ・マイク3回路を含む各種入力(CD、アンプ入力、ライン6、<内マイク切換2>など)を9回路備え、それぞれのミキシング放送が可能で、定格出力が120W。
天井埋込スピーカ 4台	・定格インピーダンス: 330Ω (30W)/500Ω (20W)/1kΩ (10W) ハイインピーダンス 100 系。
ワイヤレス受信機 1台	・受信周波数 806.125MHz ~ 809.750MHz (125kHz 間隔 30波) ・発振方式 PLL制御ダブルスーパー・ヘテロダイン方式 ・チューナーユニット1台増設する事
ワイヤレスマイク 2台	・800MHz帯、スピーチタイプ ・送信周波数 806.125MHz ~ 809.750MHz (125kHz 間隔 30波中1波) ・発振方式 水晶制御PLLシンセサイザ方式
ワイヤレスアンテナ 2台	・天井取付用アンテナである事

会議室3F機器仕様書

卓上アンプ 1台	<ul style="list-style-type: none">・ワンタッチスロットインタイプの2ユニットを組込み可能で、ユニットにはCDプレーヤー、SDレコーダ、アッテネータユニットが組み込める事。・マイ克3回路を含む各種入力(CD、アンプ入力、ライン6、<内マイク切換2>など)を9回路備え、それぞれのミキシング放送が可能で、定格出力が60W。
天井埋込スピーカ 2台	<ul style="list-style-type: none">・定格インピーダンス:330Ω(30W)/500Ω(20W)/1kΩ(10W) ハイインピーダンス100系。
ワイヤレス受信機 1台	<ul style="list-style-type: none">・受信周波数 806.125MHz～809.750MHz (125kHz間隔 30波)・発振方式 PLL制御ダブルスパーーヘテロダイン方式・チューナーユニット2台増設する事
ワイヤレスマイク 3台	<ul style="list-style-type: none">・800MHz帯、スピーチタイプ・送信周波数 806.125MHz～809.750MHz (125kHz間隔 30波中1波)・発振方式 水晶制御PLLシンセサイザ方式
ワイヤレスアンテナ 2台	<ul style="list-style-type: none">・天井取付用アンテナである事

2階、3階音響機器設置にともなう共通事項は次のとおりとする。

1 配線及び機器設置

- ・配線ケーブルを必要数用意し、配線をおこなうこと。
- ・配線、ケーブル・コネクタ類については最小限の露出にとどめ、新たに配線する場合は隠蔽処理を基本とし、露出する場合はモールにより施工をおこなうこと。
- ・調達機器は指定場所に設置し、システムが正常に動作するよう機器間の配線、設定作業、調整をおこなうこと。
- ・機器の据付等に際して必要となる加工、穴あけ等の作業をおこなうこと。
- ・電源工事が必要な場合は、工事に含めること。

2 スピーカー

- ・新規で据え付けるスピーカーは、必要に応じ取付金具を準備すること。
また、ワイヤーロープ等で固定し、十分に落下防止対策を講じて設置すること。
- ・室内全体に均一に音声が届くよう調整すること。

3 ワイヤレスアンテナ

- ・配線をおこなって放送設備に組込み、動作確認、音響調整をおこなうこと。

特　記　仕　様　書

1 暴力団等の排除について

- (1) 契約業者が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱(以下「要綱」という。)に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。
- (2) 契約業者は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者(以下「入札等除外措置を受けている者等」という。)に、この契約の全部又は一部について下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ。)をさせ、若しくは受託(二次以降の受託を含む。以下同じ。)させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。
- また契約業者は、この契約の下請負若しくは受託させた者(以下「下請負人等」という。)又は保証人が、契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合又は要綱別表各号の措置要綱に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し、又は保証人の変更をしなければならない。
- (3) 契約業者は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請負人等の不当要求(以下、「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る当協議会監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する事務局長代理(以下、「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- また契約業者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 契約業者は(3)に定める報告及び届出により、当協議会が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (5) 当協議会及び契約業者は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程に調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。